

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 小田原 琳 印

学位申請者：佐藤ひとみ

論文名：

「正常化」体制期チェコスロヴァキアにおける異論派による「市民社会」論—チェコスロヴァキアにおけるネーションを担い手とする「市民社会」についての議論—

審査結果

本論文は予備審査を経て2026年2月24日（午前10時から12時）に本審査を行った。審査委員は以下の通りである。

審査委員長：小田原琳（本学大学院総合国際学研究院・教授）

委員：長與 進（早稲田大学名誉教授）

鈴木義一（本学大学院総合国際学研究院・教授）

巽由樹子（同・准教授）

篠原 琢（同・教授、主任指導教員）

審査は本学留学生日本語教育センター307 教室にて公開で行われ、学位申請者、審査委員のほか、12名の参加を得た。学位申請者が博士学位申請論文の学術的成果について約20分の報告を行ったあと、審査委員から一人ずつコメントと質問が寄せられて、申請者がこれに応答した。その後会場の参加者も交えて博士論文の成果について討論を行った。この結果、審査委員は全員一致で佐藤ひとみ氏の業績は博士の学位を授与するにふさわしいとする結論に至った。

論文の概要

本論文は、1969年以降の「正常化」体制下のチェコスロヴァキアにおける「異論派」の「市民社会」論を分析するものである。チェコとスロヴァキアの異論派のあいだにはあまり活発な交流はなく、そのためこれまでチェコとスロヴァキアの異論派の議論はそれぞれ別個の文脈で検討されてきた。本論文は両共和国の異論派の議論を「市民社会」「ネーション」論を軸として、「チェコスロヴァキア」という共通の言論空間のなかで分析するという際立った特徴を持っている。以下の構成に示すように、佐藤氏の最終的な目的は「正常化」体制の政治的・倫理的批判を通じて、19世紀以来のチェコのネーション論である「チェコ史の意味」論争をスロヴァキアに拡張しながら、異論派がいかに関与した市民社会の構想を鍛え上げようとしていたのか分析し、両国の異論派がそれを実現すべき枠組みとして「チェコスロアキア・ネーション」論に到達した過程を跡づけることにある。こうし

て佐藤氏は失われた可能性としての「チェコスロヴァキア」を積極的に評価した。

論文は社会主義期中・東欧における「市民社会」論の概念的検討、その研究史の概観に始まり（第1章）、第2章「議論の背景としての『正常化』体制」では「プラハの春」の挫折後、陰惨な抑圧・管理体制を構築した「正常化」体制の特質と異論派による「正常化」体制下の社会認識を検討する。これは以下の章で展開される異論派の「市民社会」論の前提、背景となる部分である。第3章「チェコ・ネーションと『市民社会』論」は、異論派が第二次世界大戦後の「ドイツ人追放」問題を提起しながら、チェコ・ネーションの存在のあり方について19世紀まで遡り、いわゆる「チェコ史の意味論争」（そもそも「チェコ史」は存在するのか、存在するとしてそこにどのような歴史的・倫理的意味を見出しうるのか）に連なって、「正常化」期のチェコ社会を批判する議論の構造を明らかにする。佐藤氏はこの議論から、チェコにおける「市民社会」の創造という課題を析出し、問題点を指摘している。

第4章「スロヴァキア・ネーションと『市民社会』論」は、一転してスロヴァキアにおける「スロヴァキア・ネーション」論を検討する。スロヴァキアでは歴史的な議論と連邦制論（チェコスロヴァキア国家の連邦化は「プラハの春」の唯一の遺産であった）、そしてスロヴァキアにおける少数民族（ハンガリー人）の民族的権利・人権の問題が交錯するところにネーション構築論が展開された。佐藤氏はスロヴァキア異論派・体制知識人たちのスロヴァキア・ネーションをめぐる議論を「市民社会」概念を軸にチェコの異論派の議論に結びつけて共通の課題を見出そうとする。

チェコとスロヴァキアという別個の文脈で議論されていた「市民社会」論を、それぞれのネーション論の限定的な枠組みから解放して、原理的に開かれた「市民社会」として「チェコスロヴァキア・ネーション」が創造されつつあった、そのことを論じるのが終章「チェコスロヴァキア『市民社会』論」である。この章ではウラジミール・テサシュのマサリク論を中心に、スロヴァキアのミロスラウ・クスイー、ヤーン・ムリナーリクのチェコスロヴァキア論を援用しながら、佐藤氏は「チェコスロヴァキア・ネーション」の積極的意味を評価する。それはマサリクが「フマニタ humanita」（ヒューマニティ）概念によって実現しようとしたチェコスロヴァキア共和国の理念を正常化体制という「全体主義」に対置して再創造しようとするものであった。クスイーは連邦化されたこの国家のなかで「『新しいチェコスロヴァキア主義』という存在理念に基づく政治的共同体を創造する」ことを主張したという。それはあらゆる属性を持つ人々それぞれの権利を「人権・市民的権利」という普遍的規範のなかに包括して、ネーションを再定義しようとするところみであった。異論派の議論は歴史的拘束性を免れなかったが、かれらはそれを積極的に引き受けながらチェコスロヴァキア・ネーション論を展開していった。佐藤氏は次の文で本章を結んでいる。「このチェコスロヴァキア・ネーションを担い手とする「市民社会」の外延とは、明言はされていないものの、国内のすべての住民を含む、非常に包括的な概念であった可能

性があったのである。」

論文の評価と残された課題

本論文はチェコの思想史、「チェコ史の意味」論争に連なる後期社会主義期（「正常化」体制）の異論派の議論を、チェコスロヴァキアの言論空間に開き、通常、別個に扱われるスロヴァキアでの議論との接合を図ってそれに成功している点が特に高く評価できる。社会主義スロヴァキアにおけるハンガリー系マイノリティという属性を持つ人々に対する人権侵害をめぐる議論を、チェコの異論派の歴史をめぐる議論（ドイツ系住民の追放問題）に接合し、チェコとスロヴァキア、歴史と現在を交錯させてチェコスロヴァキア市民社会論を論じたのは佐藤氏の独自の方法論をよく示している。ここで示された方法をソ連末期、社会主義ユーゴスラヴィア末期に応用することによって、連邦構成共和国をまたいで異論派の議論を検討する可能性も考えられる。チェコとスロヴァキアの解体（またはユーゴスラヴィアの解体）を、それぞれの国家の枠組みが持っていたはずの「失われた可能性」から歴史的に再検討することもできるだろう。

スロヴァキア・ネイション論を検討するにあたって、異論派のミロスラウ・クスイーとともに、「反体制的体制派」の作家ヴラジミール・ミナーチを取り上げ、立場の異なる「言説」を対比して、議論と問題点を立体的に浮かび上がらせることに成功していることは、異論派がサミズダート（地下出版）、亡命出版で発表してきた膨大な論考を丹念に読み込むことで得られた成果である。

ポスト・スターリン期（デタント）のソ連・東欧社会に関する研究の進展の流れのなかにあって、「二流の消費社会」（政権と国民との間の「暗黙の社会契約」）における抑圧・検閲・異論派のあり方を再考することにも大きな貢献をなしている。

以下に論文の課題をいくつか指摘する。第一は論文に内在的な問題である。異論派の議論、特に結論部で検討されているチェコスロヴァキア市民社会論は、T.G.マサリクの「チェコ史の意味」、「フマニタ」、「チェコスロヴァキア論」に大いに依拠している。論文ではマサリクの議論自体に踏み込むことがないので、テサシュ、クスイー、ムリナーリクといった人々のマサリクの引用、参照のあり方に批判的な検討が加えられていない。マサリクの「チェコ史の意味」論は彼の同時代に大きな論争を巻き起こしており、異論派の議論はその点も踏まえて展開されているので、異論派におけるマサリク論はそれ自体、本論文にとって重要なテーマとなっただろう。

第二は社会主義期の「市民社会」論の概念的な考察の問題である。社会主義体制においては、資本主義社会における階級的な「市民社会」は克服した、とされていた。これが体制イデオロギーの認識だったとしても、異論派のなかにも存在していたかつての改革派共産党員、また急進左派的な知識人は、この矛盾にどのように向き合ったのか。「市民社会」論は倫理的な規範にとどまらない、社会思想としても展開されたはずであり、この点に論

及できればより奥行きのある議論となっただろう。

第三は本論文の「外部」の問題である。異論派サークルは、それを取り巻く「正常化」体制化の社会とどのような関係を取り結んでいたのだろうか、また彼らのコミュニケーションはどのような作法に依っていたのだろうか。本論文の「市民社会」論の広がりを考えるうえで重要な点である。

第四はむしろ今後の課題である。1989年11月の体制転換の直後から、チェコとスロヴァキアの国制上の関係が激しい議論の対象となった。本論文では1970年代末から80年代末までが主に扱われているが、ここで提出された論点は体制転換後の社会にほぼすべて継承されて、異論派サークルをはるかに越えた政治的・社会的議論に展開していった。「チェコスロヴァキア市民社会」の構想が敗れ失われたとすれば、それはなぜで、どのように評価すべきなのか。今後、佐藤氏はこのような問に答える学術的な義務を負わなければならないだろう。はたして「チェコスロヴァキア・ネイション」は異論派の夢想だったのだろうか。

以上の課題は、本論文の確かな成果を踏まえた上で問われることになったものである。公開審査において、佐藤氏は、以上の課題を含め、審査員・出席者から寄せられた大小のさまざまなコメント、質問に対して的確な応答をし、それぞれに確かな見通しを述べることができた。

以上、提出された博士学位申請論文は学術的に高い価値を持つものと評価することができ、審査員は全員一致で佐藤ひとみ氏に博士（学術）の学位を授与するとの結論に達した。